

令和7年9月定例会 提出議案（概要）

議案第114号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

総 務 市 民 局

議案第114号

「北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備し、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等を図るため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部が改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されている。

公務員に関しては令和6年8月の人事院「公務員人事管理に関する報告」において子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を図ることとされ、地方公務員については部分休業制度の拡充が盛り込まれた「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が令和6年12月に成立し、令和7年10月1日から施行となる。

以上の経緯を踏まえ、法改正に伴う関係規定の整備を行うために、「北九州市職員の育児休業等に関する条例」を改正するもの。

2 改正内容

（1）第1号部分休業の要件の変更（第20条関係）

現行の、職員が1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第1号部分休業とし、「勤務時間の始め又は終わり」に限るとする取扱いを廃止する。

（2）第2号部分休業の新設（第20条の2、第20条の4関係）

職員が1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する第2号部分休業を新設する。また、その上限として定める時間は10日とする。
（※ただし、令和7年度のみ、経過措置として5日とする。）

3 施行期日（関係法令など）

令和7年10月1日

（改正法の施行日であり、組合交渉で当該施行日について妥結したもの）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充

※ 人事院の意見の申出に鑑み行われる国家公務員に係る改正法と同様の措置。

改正内容

部分休業制度の拡充

【部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度】

- (1) 部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

（条例で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能）

【現行】

2 h	
-----	--

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h	
-----	--

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）

- ② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

- (2) 部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

施行期日

公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

※ 国家公務員に係る改正法の施行期日と同じ。